平成19年(ワ)第1417号 損害賠償請求事件 原告 今枝 仁 外3名 被告 橋下 徹

準備書面13

平成20年3月19日

広島地方裁判所 民事第2部 合2係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 島 方 時 夫

準備書面10の第2において述べたとおり、原告らが最も重要と考えている 損害は、精神的苦痛である。特に、原告らが本件刑事事件において弁護活動を するにあたり、本件被告発言及びこれによる大量の懲戒請求によって弁護活動 に支障をきたすおそれが生じ、又は、実際に支障をきたしたことによる原告ら の精神的苦痛は、回復しがたい重大なものである。

これらの具体的支障が生じた経過及び結果は、以下のとおりである。

1 弁護活動の概要と本件被告発言当時の状況

本件事件は、一審の強姦致死罪、殺人罪、窃盗罪を認定しての無期懲役 判決に対して検察官が量刑不当理由で控訴、二審の無期懲役判決に対して 検察官が量刑不当理由で上告、上告審が職権で弁論を開き、二審判決を破 棄し、死刑回避事由の審理が必要として広島高裁に差し戻した事件である。

事件当時被告人が18歳1月の年齢であるにもかかわらず死刑判決の危険があった。一審、二審では、罪となるべき事実につき殆ど争われることがなく、上告審で初めて被告人の供述と遺体所見についての法医学鑑定に基づき、殺意などを争い、事実誤認の主張が展開され、差戻審になって初めて事実誤認についての審理がされることとなった。

差戻審は,第1回公判が平成19年5月24日に開かれ,弁護団による 更新意見が陳述された。以後,証拠調べが3日連続で6月,7月,9月に 各行われ,検察官の弁論が10月18日,弁護団の弁論が12月4日にそ れぞれ行われた。判決は,平成20年4月22日に言い渡される予定であ る。

弁護団は事実誤認を主張し、第1回公判において、被告人質問、法医学鑑定人2名、精神鑑定人1名、犯罪心理鑑定人1名の証人申請をし、いずれも採用された。他方、検察側は法医学鑑定人1名の証人申請をし、採用されて尋問し、被害者遺族の意見陳述を申請し、採用されて意見陳述がされ、その他書証が採用された。

弁護団は迅速な審理に協力するために、上記のとおり証拠調べを3日連続で入れることとした。そのため、更新意見、証拠調べ、最終弁論の各準備のために、原告ら弁護団員は、平成19年の休日の殆どを返上して弁護団会議等を行う状態であった。また、毎日のように被告人に接見を行い、更に、適宜、記者会見を開催し、弁護方針、弁護活動を説明してきた。

上告審の段階で弁護人が全員替わっており、被告人は上告審において初 めて事件記録を差し入れられ、その内容を確認した。そのため、原告ら弁 護団は被告人から何度も犯行態様、捜査態様を確認する必要があった。

さらに、差戻審で結成した弁護団は、別の法医学者に法医学鑑定を独自に依頼したほか、更に、精神鑑定と犯罪心理鑑定をも独自に依頼して被告人の生育歴を詳しく再検討し、被告人の精神状態の問題点をも知ることになった。

本件被告発言がなされたのは、差戻審の第1回公判の後、マスコミが殊 更に事実を歪曲して弁護団を批判し、その結果、大衆の中で弁護団への憎 悪が広まっている最中のことであった。弁護団への攻撃方法を知れば、そ れを多くの大衆が行使することは、誰もが当然に予測できた状況であった。

本件被告発言の後、何者かがインターネットへ弁護団の構成員の氏名等、 及び、懲戒請求のテンプレートを掲載し、更に、週刊誌が弁護団の構成員 各人の名前、顔写真、所属弁護士会、最終学歴、過去にかかわった事件等 を掲載したことから、5月29日付懲戒請求書がテンプレートのとおりの 内容で最初に広島弁護士会に届き、その後、怒涛のごとく同様の懲戒請求 がなされた。

原告らは、差戻控訴審の公判が開始された直後から、弁護活動に圧力と 支障を受けるようになったのである。

2 原告らの弁護士としての活動に生じた支障

原告らが光市事件の弁護団の構成員であることが大衆に知れ渡ったことや、弁護団員に対して銃弾のようなものが送りつけられるという事件も起こったことから、家族や事務所の事務員は何時襲われるかもしれないと怯えるようになり、その怯えを取り除くために多くの時間を割かねばならなくなった。原告らは、可能な限り事務所に留まって事務員さんがマスコミや大衆からの電話等による批判や罵りに直接に対応しないで済むように配慮せねばならなかった。

更に、他の事件の依頼者から光市事件の弁護団に加入している理由の説

明を求められ、説明することを余儀なくされた。

また,広島弁護士会に対しても,かつてない異常な数の懲戒請求と苦情の電話があったため,その事務に支障をきたすことになったのは,原告らにとっては非常に残念であり,心苦しい思いをすることになった。

3 原告らの光市事件弁護活動に生じた支障

原告らは、被告人の弁護に休日を返上するほどの多忙であったにもかか わらず、それに加えて、広島弁護士会に提出すべき懲戒請求に対する答弁 書や、弁護活動の証拠資料を準備することを余儀なくされた。

最も深刻な原告らの精神的苦痛は、貴重な議論の場である弁護団会議で、懲戒請求への対応についての議論に多くの時間を費やさざるを得なかったことである。光市事件の弁護団は、平成18年10月から平成19年12月4日の結審まで、平均すると毎月2~3回の会議を行っていた。会議は大部分が広島で行われ、広島以外の弁護人は交通費を自己負担して会議に参加していた。会議の時間は、通常は午後1時過ぎから午後7時前後まで、約6時間くらいであったが、それでも議論しなければならないことはいくらでも出てくる状況だったので、会議の最後は、広島以外の弁護人が地元に帰る最終の新幹線・飛行機の便に間に合わなくなるため、やむなく終わるという様子であった。

このように時間が足りない状況であるにもかかわらず、弁護団会議では さらに懲戒請求への対応についても時間を割いて議論せざるを得なくなっ た。原告らは、今回の懲戒請求が認められるはずのないものであることは 確信していたが、刑事裁判への影響も無視することはできず、対応につい て慎重に協議せざるを得なかった。

刑事弁護に携わった弁護士は、どんな事件であっても、結果が悪かった場合には、後から振り返って「これをしておけばよかった」「あの点をもう少し検討しておけばよかった」という後悔がつきまとうものである。これ

が、死刑が問題になっている事件では、「これをしておけば被告人は死ななくてすんだのではないか」という後悔をすることになる。だからこそ、本来は必要のないはずのことに議論の時間が割かれることは、結果的にどのような弁護ができたか如何にかかわりなく、原告らにとって大変な苦痛であった。

弁護士である被告は、原告らが以上のような苦痛を受けるであろうこと を十分に認識したうえで、本件被告発言に及んでいるのである。

以上